

## ご注意ください!! **な が ら 運 転**

12月1日から改正道路交通法が施行され、今後は「ながら運転」に対する罰則が厳しくなります。

「ながら運転」とは、主にスマートフォンなどを持ちながら、通話やメール等を確認しながら…という行為を指します。

携帯電話が普及しはじめた当初から「運転中に通話をすると危険」と指摘されてきましたが、これまでの道交法では、ながら運転に対する違反点を「保持と交通の危険」に分けて違反点数を設定していました。

### ●保持とは…

通話をしていたり、画面を注視している状態。違反点は1点、罰則は5万円以下の罰金、反則金は普通車で6,000円など。

### ●交通の危険とは…

通話や画面を注視していたために交通の危険を生じさせる行為となり、違反点数は2点、罰則は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、反則金は普通車9,000円など。

## ↓↓改正後はどうなるか!? ↓↓

### ★保持の場合

違反点数は3点、罰則は6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金、反則金は普通車で18,000円に引き上げられます。簡単にいうと、3倍厳しくなったこととなりますが、保持の場合の罰金は、違反を繰り返した場合に適用される可能性があります。

### ★交通の危険の場合

違反点数は6点、罰則は1年以下の懲役または30万円以下の罰金になり、反則金を収めれば済む交通反則通告制度の適用外になり、刑事手続の対象事案となります。違反点数6点という設定は、無保険・無車検などと点数上は同じ扱いで、前歴なしのドライバーでも即座に免許30日になります。

※保持の場合の違反点数3点は、前歴2回のドライバーだと免許120日となります。

町民皆さん、お車の運転の際は**ハンドフリー通話かドライブモードの選択**をお願いいたします。

### ■ながら運転の罰則化

	違反点数	罰 則
保 持	3 点	6カ月以下の懲役 または10万円以下の罰金
交通の危険	6 点	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金

	反 則 金			
	大型車	普通車	二輪車	原付車
保 持	2万5,000円	1万8,000円	1万5,000円	1万2,000円
交通の危険	交通反則通告制度の適用外			

## フェリー運航ダイヤ変更

1/1~ 奥尻発 8:15 → 10:40  
3/31 江差発 13:00 → 15:20



●お問い合わせ先

ハートランドフェリー(株) 奥尻支店 ☎01397-2-3131

## ★速 報★

## 日本ハム2020応援大使

北海道日本ハムファイターズは、選手が北海道内の地域の皆様と交流を図りながらまちづくり・まちおこしに寄与していく「北海道179市町村応援大使」プロジェクトを2013年に発足しました。

今年度も令和元年11月24日のファンフェスティバル2019内で抽選を行った結果、2020年(令和2年)の1年間、奥尻町をはじめとする4市11町3村、合計18のまちの応援大使を務める39選手が決まりました。

清宮選手のサイン入りボードを手にする職員 ⇨



奥尻町は清宮幸太郎選手と横尾俊建選手を地元少年野球チーム「奥尻スカイバード」の小原礼くん(青小5年)が引き当て、1年間の応援大使が決定しました。

【※来月号の表紙でその模様をお伝えします】

## 奥尻ライオンズクラブが大型時計を寄贈

この度、奥尻ライオンズクラブ（会長・麓 敏也）より創立20周年記念として、奥尻町に「ソーラー付電子時計」の寄贈があり、奥尻港フェリーターミナルと奥尻空港の2箇所に設置されました。

フェリーターミナル及び空港の休憩スペースには、これまで大きな時計は設置されておらず、利用する町民や観光客の皆様の利便性に大変役立っております。



## 防災行政無線 家庭用受信機の「電池」を交換をしてください!!

●●● パワーがあり長持ちの「アルカリ乾電池」がお勧めです ●●●

防災行政無線は、町が緊急時や災害の際に出す避難情報や毎日の定時放送、または臨時放送など住民の皆さんに確実にお伝えしたい情報をお知らせする手段となっています。

年に1度は必ずお願いします



普段はご家庭の電源を使用して利用されていますが、停電等の障害が発生した場合は自動的に電池作動に切り替わります。その際、電池切れや液漏れ等の腐食による故障があると電源が入らず、放送を聴くことができません。

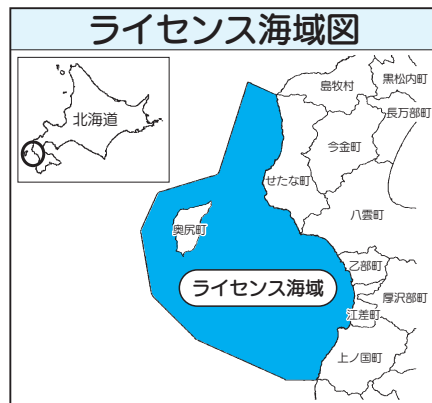
まだ電池が使える場合でも、**1年に1回は必ず交換**していただくようお願いいたします。

なお、交換する電池は「**アルカリ乾電池（単一形）**」をお勧めいたします。（※電池の費用については個人負担となります）

◎また、防災行政無線「家庭用受信機が聞こえない」「電池部分が腐食していて使えない」等ありましたら、役場総務課情報サービス係（☎2-3402）へご連絡をお願いいたします

## 檜山管内さくらます船釣りライセンス制を実施します

制限期間	令和2年1月10日～令和2年5月21日	
制限海域	「ライセンス海域図」参照	
釣獲時間	日の出から日没まで	ただし、 漁業を除く
漁具漁法	釣り竿制限：1人1本	
釣果尾数	1人1日10尾以内 釣果尾数の報告	
協議会 協力金	遊漁専業・兼業船	25,000円
	プレジャーボート	7,000円
	漁業専業者	3,000円



ライセンス証が要るよ

私を釣る船はライセンス海域で

さくらます船釣りライセンス証



檜山管内さくらます船釣りライセンス制に関するお問い合わせ先

檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会事務局  
☎(0139)62-3300 (ひやま漁業協同組合内)

※その他ライセンス制に関するお問い合わせは、檜山海区漁業調整委員会（☎0139-52-6556）まで